第2次真庭市 人権教育・啓発推進指針



令和5年4月 真庭市 真庭市教育委員会

目 次

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	人権尊重の理念・・・・・・・ 3
3	指針の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4	人権教育・啓発のあり方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5	人権教育・啓発の推進方策・6(1) 人権課題に対応した取り組み・・・ク7②子ども・・・ク7③高齢者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	 (2) あらゆる場における人権教育・啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	指針の推進に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15 人権教育・啓発推進指針制定の流れ(平成12(2000)年以降の年表)・・・・・・16~17

1 はじめに

人はみな、人間として尊ばれ、幸せに生きたいという願いを持っています。 このような人間としての当然の願いは、永久に侵すことのできない権利として日 本国憲法ですべての国民に保障されています。

真庭市の誕生(平成 17 年)以来、国・県とも連携を図りながら [P16 参照]、すべての人の人権が尊重される「共生社会まにわ」の実現を目指して、人権教育・啓発を推進してきました。しかし、人権問題は社会の変遷・時間の経過などにより複雑多様化していることは、真庭市も例外ではありません。また、新型コロナウイルス感染症に関係する人権侵害も発生しました。

こうした人権問題を解決するためには、あらゆる人がお互いの人権や尊厳を大切にして支え合い、いきいきと活躍できる「まち」=「共生社会まにわ」を実現することにあります。こうした方針に沿って人権教育・啓発を推進するため、この指針を策定します。

2 人権尊重の理念

人権は、人としての尊厳に基づいて、誰もが生まれながらにして持っている固有の権利であり、社会を構築するすべての人々が、かけがえのない存在として生存と自由を確保し、誰もが幸福に生きるために欠かすことのできない権利です。

人権尊重とは、人権が人としての固有の権利であるという考えのもとに、一人 ひとりが自分の人権だけでなく、他の人の人権についても正しく理解し、権利の 行使に伴う責任を自覚して、相互に人権を尊重し合い、その共存・共生を図って いくこと、すなわち、自分を大切にし、他の人を大切にして共に生きていくとい うことです。

3 指針の基本的な考え方

(1) 指針策定の趣旨

20世紀に2度の世界大戦を経験し、多くの尊い生命や財産を失った人類は、その反省から、世界の平和と人権の尊重を希求する国際連合を設立しました。その国連では「人権教育のための国連10年」(1995~2004)が設定され、各国に国内行動計画を定めることを求めました。(※この取組は2004年で終了しましたが、2005年から「人権教育のための世界計画」として受け継がれています。)こうした世界的な動きから、「21世紀は人権の世紀」と言われます。

我が国でも2000(平成12)年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(以下、「人権教育・啓発推進法」という。)」が制定されました。岡山県も国の方針に沿って、「人権政策推進指針」「人権教育推進プラン」などをその都度改訂してきました。真庭市でも、「第2次真庭市総合計画(平成27年制定:令和2年改訂)」・「真庭市共生社会推進基本方針(令和3年)」を策定しました。こうした動きと「第2回市民の人権に関する意識調査(平成30年)」の結果をもとに、『真庭市人権教育・啓発推進指針』の見直しを行いました。真庭市は、今後もこの指針に沿って、「共生社会まにわ」の実現に向けて、人権教育・啓発に関する施策を総合的・計画的に推進します。

(2) 指針の目標

本指針は、市民だれもが人権尊重の理念について理解を深め、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自ら望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる「共生社会まにわ」の実現を目標とします。

(3) 指針の基本理念

指針の目標を実現し、それを次世代へ継承するために人権教育・啓発の果たす役割は極めて重要です。『真庭市共生社会推進基本方針』で示された<u>3つの「共生の理念」*</u>に基づき、家庭や学校、地域、職場など、あらゆる場において、創意工夫しながら地道に粘り強く人権教育・啓発を推進します。

3つの「共生の理念」

- ◎誰一人取り残さない。
- ◎お互いを認め合う。
- ◎地域社会の中では誰にも役割がある。

(真庭市共生社会推進基本方針より)

4 人権教育・啓発のあり方

(1) 意義・目的

人権教育とは、「人権教育・啓発推進法」において、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」(第2条)と定義されています。県では、人権教育を「生涯学習の視点に立ち、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう学校教育・社会教育において、その発達段階やライフサイクルに応じて実施される教育活動」(第5次岡山県人権政策推進指針)と定めています。そこで、真庭市においても、学校教育や社会教育において、人権教育の三つの視点*に基づき、「共生社会」の実現を目指します。

学校教育では、それぞれの学校の教育目的や目標の実現を目指して、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などを培う教育活動を組織的・計画的に実施するものです。こうした学校の教育活動全体を通じ、それぞれの発達段階に応じて、体験的な活動を重視して人権感覚を高めることが必要です。

また、社会教育では生涯学習の視点に立って、あらゆる場、年齢において、 多様なライフスタイルに沿った教育活動を展開し、人権意識を高めることが求 められます。特に、家庭は子どもの人権感覚の基礎が培われる場であり、その ための保護者の学習機会の充実や家庭教育への支援が大切です。

また、人権啓発とは、「人権教育・啓発推進法」において、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)」とされ、研修、情報提供、広報活動などが行われています。その目的とするところは、私たち一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにすることです。

人権教育の三つの視点

I.人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成

・知的理解とは

発達段階に応じて、個人の尊厳や人権尊重の意義、人の生命の大切さ、人権の歴史や現状関係法令等に関する知識、自他の人権を擁護し、人権侵害を防いだり解決したりするために必要な実践的知識などを理解すること。

・人権感覚とは

人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいものと感じること、また、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないとするような価値志向的な感覚のこと。

- **Ⅱ.自立支援**=その人が本来持っている個性や能力の伸長を支援すること。
- **Ⅲ.人権を尊重する環境づくり** = I・II の取組の基盤となる、自他の人権を認め合えるような学校・園、地域の雰囲気づくり、そのための条件整備などの環境づくりを推進すること。

(参考:第4次岡山県人権教育推進プラン)

(2) 実施主体

人権教育・啓発の実施主体は、市、教育委員会、人権教育推進委員会、学校、公民館などの社会教育施設のほか、警察署、消防署、メディア関係、社会教育関係団体、医療・保健・福祉関係事業所や企業、公益法人・NPO 法人などの民間団体です。

(3)現状とあり方

本市では様々な人権課題の解決に向けて、教育・啓発に積極的に取り組んできました。しかし、平成30年度に実施した人権に関する意識調査においても、男女の固定的な役割分担意識の根強さや高齢者、障がい者、外国人などに対する偏見、そして結婚の際に同和問題への差別感情が依然として残っていることが分かりました。中には、こうした人権侵害や差別を他人事として捉えるような意見も見られました。また現在、様々な情報が瞬時、かつ広範に伝わる高度情報社会の急速な変化の中で、新たな差別も生じています。

こうした状況の解消に向けて、あらゆる立場に立ったさらなる取り組みが必要です。人権教育・啓発は、市民一人ひとりの心のあり方に密接に関わる問題であり、押しつけにならないように留意しながら進めることが大切です。また、指針の推進に当たっては、国・県、関係機関などとの連携を図りながら、行政や教育の主体性、中立性を確保した上で、必要な教育・啓発を展開していきます。

5 人権教育・啓発の推進方策

(1) 人権課題に対応した取り組み

人権尊重の理念に関する理解を深めるには、法の下の平等や一人ひとりの人権を個人として尊重するという普遍的な視点と、人権問題を現実社会の中で具体的な問題としてとらえ、個別の課題に積極的に取り組んで解決していこうとする視点との両面からのアプローチが大切です。その意味で2002(平成14)年に策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」や2015年9月の国連サミットで採択された17の国際目標(SDGs)*を踏まえ、重要な課題とされている女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人、患者など、インターネットによる人権侵害、様々な人権をめぐる問題について、これまで進めてきた取り組みや今後の方針などを踏まえつつ、次のように人権教育・啓発を推進します。

17 の国際目標(SDG s)

2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことであり、17 のゴール・169 のターゲットから構成されている。



① 女性

ア 現状と課題

法律の整備*や家族・地域の意識変化により女性を取り巻く環境の整備は進んでいます。しかし、固定的な性別役割分担意識や社会・企業などでの男女の地位の不平等感が根強く残っています。また、DV、セクシュアル・ハラスメントなどの肉体的・精神的暴力や貧困・地域での孤立など生活上の困難に直面する女性も多くいます。

イ 基本的な方針

人権尊重を基盤とした男女共同参画社会の実現のため、家庭・地域・職場など社会のあらゆる場において社会的機運の向上(男性の家事育児への参加とそれを推進する制度の整備、「働き方」への意識改革など)や女性の社会参画が将来にわたる持続可能な地域社会の構築に不可欠であるとの認識を深める教育・啓発に努めます。

法律の整備

女子差別撤廃条約(1979年国連総会で締結、1985年日本締結)

男女雇用機会均等法(1985年制定)

男女共同参画社会基本法(1999年制定)

女性活躍推進法(2015年制定)

② 子ども

ア現状と課題

急激な社会環境の変化や家族形態が多様化する中で、孤立化する家庭が増加しています。地域社会とのつながりの希薄化は、子育てに不安や悩みを持つ親が気軽に相談できる場を奪い、早期に対応できないこともあります。家庭内での虐待、子どもの貧困(注①)やヤングケアラー(注②)の存在はコロナ禍で顕在化しています。また、学校でのいじめ、暴力行為や不登校についても、引き続き課題があります。さらに、SNS環境の広範かつ高度な普及によるいじめや誹謗中傷、プライバシーの侵害、依存症などの健康問題への対策も必要となっています。

イ 基本的な方針

すべての子どもの人権が尊重され、子どもが主体性を発揮しながら健やかに成長していくことは、社会全体の責務であるとの意識の高揚を図ります。そのために、国や県の方針に従い、大人は、子ども一人ひとりを権利の主体=個として捉え、子どもの人権や安全を守る責務があることの啓発に取り組みます。また、学校や園と家庭・地域が連携し、子ども自身が次代の担い手としての責任を自覚し、主体的な生き方を身につける資質能力を育む教育を推進します。特に家庭は、子どもの人権意識の基礎が培われる場であることを考慮し、保護者の子育てを支援する学習機会や情報提供などの充実に努めます。

③ 高齢者

ア 現状と課題

真庭市の高齢化率*は全国平均より高くなり、高齢者の一人暮らしや夫婦のみの世帯、寝たきりや認知症などによる老老介護世帯が増加しています。また、高齢者を狙った詐欺事件など高齢者の人権や尊厳、生活を脅かす問題の発生や介護の長期化・重症化による家族介護者の身体的・精神的・経済的負担の増加も課題となっています。

イ 基本的な方針

全ての人々が高齢者に対する尊敬と感謝の気持ちを持ち、その尊厳が保たれるような理解と認識を深める教育や啓発を推進します。また、高齢者と他世代との交流を進め、高齢者が自ら社会の一員としてその意義を実感できるような活動をより一層促進します。

真庭市の高齢化率(4月1日現在の比較)

	H30	H31	R2	R3	R4	R5
65 歳以 上	17,244	17,259	17,235	17,186	17,043	16,836
総人口	46,092	45,349	44,539	43,915	43,094	42,102
高齢化率	37.4%	38.1%	38.7%	39.1%	39.5%	40%

⁽注①)「子どもの貧困」・・・平均的な所得の半分を下回るなど貧困世帯で生活する子どものことで、貧困が固定化し世代間で連鎖する問題。

⁽注②)「ヤングケアラー」・・・法令上の定義はないが、一般に大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に 行っている 18 歳未満の子ども。(厚生労働省より)

4 障がいのある人

ア現状と課題

国や県の方針に従い、真庭市でも、障がいのある人を特別視するのではなく、「ノーマライゼーションの理念」(注③) と、「ソーシャルインクルージョンの理念」(注④)、合理的配慮(注⑤) に基づき、障がい福祉に関わる施策を計画的に推進してきました。

しかし、現実には様々な障壁(バリアー)のために、日々の生活で社会参加がまだ十分でなかったり、雇用の実現や情報の収集などがまだまだ困難であったりするケースが多く、バリアフリーやユニバーサルデザイン(注⑥)の考え方への一層の理解を深めることが必要です。

イ 基本的な方針

障がいのある人にとって住みよい社会は、あらゆる人にとって住みよい社会であるとの認識に立ち、<u>心のバリアフリー(注⑦)</u>の取組を推進します。障がいのある人が社会の一員としての充実感を持ち、積極的に社会参加し、自らの生活を自らの意思で選択・決定し築いていくことを尊重し、自立と社会参加の促進を図る教育・啓発に努めます。

5 同和問題

ア現状と課題

国・県・市の長年にわたる施策の推進と地域住民の努力により、生活環境の 改善をはじめとする物的な基盤整備は大きく改善されてきました。また、人 権意識の高揚を図るための教育・啓発によって、同和問題についての理解と 認識も着実な進展を見ました。しかし、結婚の際に差別意識がいまだに残っ ていることも意識調査で明らかになりました。

イ 基本的な方針

解決に向けてこれまで積み上げた教育や政策の成果を踏まえるとともに、 市民一人ひとりが同和問題を正しく理解し、その解決を自分自身の課題とし て認識し、実践することができるよう教育と啓発の推進に努めます。

- (注③)「ノーマライゼーションの理念」・・・社会の中で普通の生活を送ることができる条件を整えるべきであり、共に生きる 社会こそ通常の社会であるとの考え。(真庭市、障がい福祉計画より)
- (注④)「ソーシャルインクルージョンの理念」・・・すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から擁護し、健康で文化的な生活の実現につなぐことができるよう、社会の構成員として包み支え合うという考え。(真庭市、障がい福祉計画より)
- (注⑤)「合理的配慮」・・・障害者差別解消法(2016 年 4 月施行)において法制化された。行政や民間事業者に対して障がいを理由とした不当な差別的な取扱いを禁止するほかに、障がい者から社会的障壁の除去の意思表明があった際に、過重な負担にならないときは、必要かつ合理的な配慮をするように求められている。
- (注⑥)「ユニバーサルデザイン」・・・・年齢、性別、能力、国籍などにかかわらず、はじめから、全ての人にとって安全・安心で、利用しやすいように、建物、製品、サービスなどをデザインするという考え方。
- (注⑦)「心のバリアフリー」・・・様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

6 外国人

ア現状と課題

真庭市内の宿泊外国人数や居住外国籍人数の増減はありますが、技能実習生などの外国人材の受け入れ、外国人観光客の誘致など様々な分野でのグローバル化の流れはかわらないことが予想されます。そうした中、日常生活において、言語・宗教・文化・生活習慣・価値観などの違いによる偏見や差別的言動 (ヘイトスピーチ)(注®) が見られます。また、災害時や新型コロナウイルスの感染拡大時における外国人への的確な情報提供の必要性も課題になりました。

イ 基本的な方針

同じ地域社会の一員としての住民意識を深めるため、国際的視野に立って、あらゆる場において異なる文化や習慣などの多様性を認め合う教育や啓発に努めます。また、歴史的経緯や異文化への理解不足などによる在日韓国・朝鮮籍の人々や帰化によって日本国籍を取得した人たちへの偏見や差別の解消に努めます。さらに日本語の習得(注⑨)を必要としている在住外国人などへの支援や情報の多言語化に努めます。

7 患者など

ア現状と課題

特定の感染症《ハンセン病、エイズ・HIV、結核など》や<u>難病(注®)、</u>放射線被爆などに対して、医学的・科学的な知識不足によって患者や家族への人権侵害が起きました。さらに、新型コロナウイルス感染症では、患者・家族だけでなく医療従事者や介護従事者など、多くの人々への誹謗中傷や差別が起きています。

イ 基本的な方針

学校や園、社会教育において、系統的・科学的・計画的に正しい知識と認識 を深める教育や啓発を継続します。また、国や県の動向を踏まえ、感染症や難 病などに関する正しい情報の発信に努め、差別や偏見を防止する教育・啓発 を進めます。

⁽注®)「ヘイトスピーチ」・・・特定の国の出身者であること、又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり、危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動(法務省の文書から)。平成 28 年「ヘイトスピーチ解消のための法律」が施行された。

⁽注⑨)「日本語の習得」・・・「日本語教育の推進に関する法律(令和元年施行)」で、国や企業に外国人が日本語を習得できるようにするための支援の義務付けや方針の策定を求めたことを指す。

⁽注⑩) 「難病」・・・医学的に明確に定義された病気の名称ではないが、治療が難しく、慢性の経過をたどる疾病を指す。現在 123 種類が「特定疾患」として指定されている。 いわゆる「不治の病」に対して社会通念として用いられてきた言葉で、難病という言葉のイメージや無理解などから人権問題につながることもある。

⑧ インターネットによる人権侵害

ア現状と課題

インターネットの急速な普及は、大きな利便性をもたらす一方で、匿名性 を利用した誹謗中傷や差別的書き込み、フェイクニュースの氾濫などによる 人権問題が深刻さを増しています。また、利用開始時期が低年齢化しており、 心身の健康への悪影響も懸念され、その対策が急がれています。

イ 基本的な方針

教育現場では<u>インターネットの特性(注⑪)</u>についての理解を進め、情報モラル・<u>情報リテラシー(注⑫)</u>の向上に努めます。また、家庭ではルールづくり・<u>フィルタリング(注⑬)・ペアレンタルコントロール(注⑭)の</u>設定などを進め、学校と家庭の連携を深めます。さらに問題が発生したときは、警察などの関係機関とも密接な連携を図りながら取り組みます。

⑨ 性的マイノリティ

ア現状と課題

一人ひとりが持っている性には「性的特徴」(身体の性)、「性自認」(心の性)、「性的指向」(好きになる性)の要素が組み合わさり多様です。いわゆる LGBTQ (注⑤) や性同一性障害 (注⑥) など性的マイノリティとされる人々は、性に関する違和感を持ち、大きな悩みや心身への負担を感じたり、周囲の理解が十分でないことから、日常生活を送る上で暮らしにくい状況に置かれたりすることもあります。

イ 基本的な方針

性的マイノリティの人々が直面している問題は、人権問題であるとの認識を持ち、多様な性を正しく理解し、認め合う教育や啓発を推進します。また、性的マイノリティの人々が自分らしく生きるための支援や「真庭市パートナーシップ宣誓制度」のさらなる浸透を図ります。

- (注⑪)「インターネットの特性」・・・インターネット上に発信された情報は基本的には広く公開される可能性があるという公開性、一度発信した情報は完全に削除することが難しいという記録性、正しい情報だけでなく間違った情報や不適切な情報もあるという信憑性、インターネットは公共の資源であるという公共性、自分の端末に侵入されたり情報が取り出されたりするという流出性の5つのこと。
- (注②)「情報リテラシー」・・・本来文字を読み書きする能力のこと。「情報」や「IT]などと組み合わせて、各種の情報源を適切に利用し、大量の情報の中から必要な情報を収集・整理して活用するための能力を表す。
- (注⑬)「フィルタリング」・・・犯罪に関するサイトなど不適切なサイトやアプリを利用できないようにブロックすること。
- (注⑭)「ペアレンタルコントロール」・・・パソコンなどの情報機器で、親が子どもの利用環境を管理すること。子どもが利用できるコンテンツやソフトウェアの種類や利用時間を制限したり、操作記録を取ったりすることができる。
- (注⑤)「LGBTQ」・・・女性同性愛者= [Lesbian]、男性同性愛者= (Gay)、両性愛者= (Bisexual)、性同一性障がいを含む体と心の性が一致しないで性別に違和を覚える人々= (Transgender)、性的指向や性自認を含めたセクシュアリティが「わからない」「探している途中」「分類されたくない」という人々= (Questioning,Queer)、の頭文字をとった総称。
- (注喩)「性同一性障害」・・・生物学的な性(体の性)と性の自己意識(心の性)が一致しない疾患のこと。

⑩ 様々な人権をめぐる問題

ア 現状と課題

その他、<u>犯罪被害者 (注®)</u>、刑を終えて出所した人、帰国した中国残留邦人とその家族、<u>消費生活上の問題 (注®)</u>、自殺問題、<u>ひきこもり*</u>などに関わる様々な人権問題が起きています。また、婚姻制度や家族のあり方にも関係する<u>選択的夫婦別氏制度 (注®)</u>の導入に関する議論が進んでいないという問題もあります。

イ 基本的な方針

これらの問題も、国などの動向を注視しながら、教育・啓発に努めていきます。

「ひきこもり」とは

様々な要因の結果として、社会的参加を回避し、原則的には6ヶ月以上にわたって概ね家庭内にとどまり続けている状態を指す現象概念である。

「8050 問題 (注20)」「9060 問題 (注20)」が深刻な社会問題となっている。

内閣府が令和4年11月に「こども・若者の意識と生活に関する調査」を実施し、令和5年3月31日に結果が公表された。これによると、ひきこもり状態にある人は15~39歳で2.05%、40~64歳で2.02%おり全国の数字にあてはめて、約146万人と推計されている。

⁽注頭)「犯罪被害者」・・・犯罪に巻き込まれた被害者やその家族は、犯罪による直接的な被害のみならず、興味本位のうわさや 心無い中傷などにより名誉を傷つけられたり、私生活の平穏を侵害されたりするなどの二次的な被害を受け、社会から の孤立を余儀なくされたりしている。

⁽注®)「消費生活上の問題」・・・有料サイトでの不当請求、振り込め詐欺、マルチ商法やキャッチセールスなどの悪質商法などにより被害を受けること。

⁽注⑨)「選択的夫婦別氏制度」・・・夫婦が望む場合には、結婚後も夫婦がそれぞれの結婚前の氏を称することを認める制度。 現在の民法のもとでは、結婚に際して、男性又は女性のいずれか一方が、必ず氏を改めなければならない。女性の社 会進出などに伴い、改氏による職業生活上や日常生活上の不便・不利益、アイデンティティの喪失など様々な不便・ 不利益が指摘されてきたことなどを背景に、選択的夫婦別氏制度の導入を求める意見がある。

⁽注⑩)「8050 問題」・・・80 代など高齢の親がひきこもりの 50 代の子どもの面倒を見ることで、経済的や心身の健康面に影響が及ぶ状態。

⁽注②)「9060 問題」・・・「8050 問題」が長期化・長寿化したことで、問題がより深刻になっている状態。

(2) あらゆる場における人権教育・啓発

人権は、概念としてだけでなく、具体性をもってとらえていくことが大切です。このため、人権教育・啓発は、学習教材や啓発資料による理解を深めることはもとより、日常生活や社会活動を通して具体的に行われることが大切であり、生涯にわたって継続されなければなりません。

このような観点から、家庭、学校、地域社会、職場、公益法人、NPO法人といった市民生活のあらゆる場において、学習機会の提供に努め、これらが相互に連携し、それぞれの役割を担いつつ、市民一人ひとりが暮らしの中で、人権を尊重した生き方の基礎を培う営みと豊かな人間関係づくりを進めるための施策を推進します。

1 家庭

「家庭はあらゆる教育の出発点」といわれ、子どもの人権意識の基礎が培われる場です。なかでも、乳幼児期は、人権感覚の基盤ともなる自尊感情を育てることが重要であり、子ども自身が「愛されている」と感じられる関わりを積み重ねていくことが大切です。

このため、保護者などの子育てに関する不安や悩みを、気軽に相談できる体制の充実と相談機関などの周知に努めます。また、家庭教育に関わる学習活動などを学校や地域と連携を図りながら進めます。

② 学校など

学校では、児童生徒の発達段階に十分配慮しながら人権教育を進めることが 大切です。就学前教育では、家庭との連携を深めながら、豊かな情操や善悪の 判断力、他の人への思いやりの心の育成、基本的な社会のルールなどを身に付 けさせるように取り組みます。小中学校では、人権の意義、内容や重要性につ いての理解を深め、様々な場面で具体的な実践行動が取れるように各教科など の指導計画に位置づけ取り組みます。

③ 地 域

地域は、市民一人ひとりが日常生活や地域活動などを通じて、様々な人権問 A、題などについて理解を深め実践する場です。公民館などにおける社会教育活動やPT青少年団体、子ども会、放課後児童クラブ、NPO法人、自治会、ボランティア団体、市民サークルなどを中心として、人権に関わる多様な学習活動を展開します。また、住民が主体となる社会奉仕活動、福祉体験活動、交流活動などが実施できるよう支援します。

4 職 域

近年、各種<u>ハラスメント(注②)</u>や働き方改革、女性管理職の割合など人権に関する問題に企業などがいかに取り組んでいるかが、企業の評価や社会的信用などに大きな影響を与えているとの指摘があります。<u>ダイバーシティ(注③)</u>の推進も含めて、ますます人権への理解や対応が重要となっています。

そのため、企業などが社会的責任(CSR)を果たせるよう、自主的に行う 人権尊重の視点に根ざした研修活動を支援します。また、<u>法律(注注)</u>によりハ ラスメントへの一層の強化が図られたことを周知していきます。

(3) 人権に関わりの深い職業に従事する人に対する研修など

市職員や教職員、社会教育関係職員、医療・保健・福祉関係者、消防職員、 メディア関係者などは、各種ハラスメントや人権に関係する事案を扱うことが 多く、そのため人権尊重の理念を正しく理解しておかなければならないことを 自覚し、担当する業務を遂行することが求められます。

そのため、それぞれの関係機関において体系的な研修や情報交換の取り組み を推進します。

⁽注②)「ハラスメント」・・・相手に対して行われる「嫌がらせ」のこと。セクハラ(性的嫌がらせ)、パワハラ(上司が部下などにその優位性を利用した精神的・肉体的攻撃)、マタハラ(妊婦・出産経験者に対する嫌がらせ)、モラハラ(特定の人に対する悪口や無視する行為)アルハラ(無理にお酒を飲ませようとする行為)など多くの種類がある。

⁽注②)「ダイバーシティ」・・・組織において、性別、年齢、障がいの有無などにかかわらず、多様な人材を生かし、新たな発想 や価値の創造を目指す考え方、多様性。

⁽注29) 「法律」・・・『労働施策総合推進法』のこと。労働環境の改善と多様な働き方を推進し、労働者が生きがいを持ち能力を 最大限発揮できる社会の実現を目指す。別名「パワハラ防止法」とも言われる。

6 指針の推進に向けて

本市では<u>日本国憲法第13条 (注意)</u>を念頭に置き、「第2次真庭市総合計画(平成27年制定:令和2年改訂)」・「真庭市共生社会推進基本方針(令和3年)」及びこの指針に沿って、すべての部署での連絡・共有を密にし、実効ある教育・啓発の推進体制を整備します。

この指針の推進にあたっては、国・県はもとより、関係機関(公益法人、民間団体、企業など)と密接な連携を図ります。

人権教育・啓発は、長期展望に立った継続した取り組みが必要です。変化の激しい社会にあって、人権課題も時代とともに変化すると思われます。また、社会の多様化・複雑化とともに、新たな人権課題が生じてくることも考えられます。

したがって、我が国の人権をめぐる諸状況や人権教育・啓発の現状及び市民の意識などについて把握するよう努めるとともに、人権に十分配慮しながら国内外の社会情勢の変化や国際的な動向などにも適切に対応していきます。

⁽注⑤)「日本憲法第13条」・・・すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求権に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限の尊重を必要とする。

人権教育・啓発推進指針制定の流れ [平成 12(2000)年「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」制定以後]

	真庭市	岡山県	国(法律)	
H12		「岡山県の人権政策のあ	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」	
		り方等について (答申)」	「ストーカー行為等の規制等に関する法律」	
			『児童虐待防止法」	
H13		岡山県人権政策推進指針	「DV防止法」	
H14			「人権教育・啓発に関する基本計画」の策定	
H17	真庭市誕生		「発達障害者支援法」	
			「犯罪被害者等基本法」	
H18	「真庭市人権教育・啓発	第2次岡山県人権政策推	「障害者自立支援法」	
	推進方針」策定	進指針	「自殺対策基本法」	
H19		岡山県人権教育推進プラン		
H20			ハンセン病問題の解決促進に関する法律	
H21			子ども・若者育成支援推進法	
H22	第1回市民の人権に関 する意識調査			
H23	第1次真庭市人権教	第3次岡山県人権政策推		
	育・啓発推進指針	進指針		
H24		第2次岡山県人権教育推		
		進プラン		
H25			いじめ防止対策推進法	
H27	第2次真庭市総合計画		子どもの貧困対策の推進に関する法律(H26)	
H28		第4次岡山県人権政策推	ヘイトスピーチ解消のための法律	
		進指針	障害者差別解消法 「人権三法」	
		「岡山県子どもを虐待か	部落差別の解消の推進に関する法律	
		ら守る条例」	児童福祉法改正(子どもが権利の主体である明記) 女性活躍推進法	
H29		第3次岡山県人権教育推	教育機会確保法=不登校の子どもに学校外での多	
		進プラン	様な学びの場を目的とした法律	

H30 R1	第2回市民の人権に関 する意識調査		「政治分野における男女共同参画の推進に関する 法律」施行「日本語教育の推進に関する法律」 女性活躍推進法(改正)
			ハンセン病問題の解決促進に関する法律(改正)
R 2	真庭市人権教育・啓発推	「岡山いきいき子どもプ	「DV防止法」一部改正施行
	進指針検討委員会 ラン2020」		
		「岡山県社会的養育推進	
		計画」	
R 3	共生社会推進基本方針 第 5 次岡山県人権政策推		「障害者差別解消法」改正
	手話言語条例	進指針	「子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を
	パートナーシップ宣誓		改正する法律」成立
	制度		
R4		第4次岡山県人権教育推	「こども基本法」成立
		進プラン	
R 5	「第2次真庭市人権教		
	育•啓発推進指針」策定		
1			